

平成14年10月25日
日本銀行検査局

株式買入等のために設定する金銭の信託の
受託者の選定のための一般競争入札について

日本銀行では、「株式買入等基本要領」(平成14年10月11日政策委員会決定)に基づく株式買入等のために設定する金銭の信託の受託者の選定のための一般競争入札を以下のとおり行うこととします。

1. 入札に参加することができる者

日本銀行が「株式買入等のために設定する金銭の信託の受託者選定基本要領」(平成14年10月11日政策委員会決定)2.(2)から(4)までに掲げる要件を満たすと認める信託銀行。

2. 入札に付する事項

「信託元本および信託報酬額の算定方法」5.(別紙1参照)に定める方法により算出される信託報酬額を代理する数値として、6.に定める想定信託報酬率を入札に付する(別紙2の書式参照)。

3. 入札書の作成方法等

(1) 入札書は、別紙2の書式によることとし、金融機関名、役職名、代表者名、印章は、日本銀行との間の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用する。

(2) 入札書は、入札書在中の旨および入札に参加する金融機関名を記載した適宜の封筒に封入し、入札書押捺に使用した印章により封印する。

(3) 本信託契約にかかる契約条項を示す場所

東京都中央区日本橋本石町2-1-1
日本銀行検査局総務課総務グループ

(4) 入札書を提出すべき場所および日時

東京都中央区日本橋本石町 2 - 1 - 1

日本銀行本店新館 3 階 3 0 1 会議室

平成 14 年 10 月 31 日 午前 10 時から午前 10 時 30 分まで

4 . 無効とする入札書

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する場合、入札書は無効とする。

- (1) 入札書に代表者の記名捺印その他の必要事項の記入がなされていない場合
- (2) 入札書に捺印された代表者の印影が不明瞭である場合
- (3) 入札書に記載された金融機関名、役職名、代表者名または捺印された印影が日本銀行との間の当座預金取引について業務局に届出済のものと相違すると認められる場合
- (4) 同一人により、2 通以上の入札書が提出された場合
- (5) 入札書に記載された信託報酬率に訂正がある場合または想定信託報酬率の算定に誤りがある場合
- (6) 入札書を封入した封筒が開封された疑いがあると認められる場合
- (7) 入札書を封入した封筒に金融機関名の記載または封印がなされていない場合
- (8) 入札書の封印が不明瞭である場合
- (9) 入札書の封印の印影が日本銀行との間の当座預金取引について業務局に届出済のものと相違すると認められる場合

5 . 開札の場所および日時

東京都中央区日本橋本石町 2 - 1 - 1

日本銀行本店新館 3 階 3 0 1 会議室

平成 14 年 10 月 31 日 午前 10 時 30 分

6 . 落札者の決定方法

- (1) 次の算式により算出される想定信託報酬率について、日本銀行が別に定める予定価格の範囲内で、最低の想定信託報酬率をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

$$\text{想定信託報酬率} = \alpha + \frac{53}{12} \beta$$

: 別紙 1 中 5 . (2) イ、に定める率
: 別紙 1 中 5 . (2) ロ、に定める率

$$\text{参考：想定信託報酬額} = A \times \left(\alpha + \frac{53}{12} \beta \right)$$

但し、A：株式買入総額

(注) 算式的前提：平成 15 年 9 月末までの 10 ヶ月間については、株式買入額を A 円、信託の元本の平均額を A/2 円とし、平成 15 年 10 月初から平成 19 年 9 月末までについては、株式買入額を 0 円、信託の元本の平均額を A 円と想定。また、全期間において、株式売却は生じないものと仮定。

- (2) 落札となるべき想定信託報酬率により、入札した者が複数ある場合には、抽選により落札者を決定する。
- (3) 予定価格の範囲内での入札がない場合には、再度の入札をする。

7 . 落札者等の公表

日本銀行は、適宜の方法により落札者名および落札者の想定信託報酬率を公表する。

以 上

< 本件に関する照会先 >

審査局総務課	中尾根	03-3277-1338
信用機構室信用機構課	和田	03-3277-1130
業務局総務課	高口 こうぐち	03-3277-2503

信託元本および信託報酬額の算定方法

(信託の元本の額)

- 1.(1) 信託の元本の額は、当初信託金額とする。
 - (2) 2.に定める信託金の追加があった場合および6.(2)に定める元本組入れがあった場合には、その追加された金額または元本に組入れた金額を信託の元本の額に加算する。
 - (3) 3.に定める信託の元本の一部解約があった場合および6.(2)に定める損失額の元本組入れがあった場合には、その金額を信託の元本の額から減算する。

(信託金の追加)

2. 日本銀行は、何時にても信託金の追加をすることができる。

(日本銀行による信託の元本の一部解約)

3. 日本銀行は、何時にても信託の元本の一部を解約することができる。

(買入株式の評価方法)

- 4.(1) 信託財産として保有する株式の評価は、移動平均法による原価により行う。但し、事業年度末における時価が帳簿価額に比べ3割以上下落している場合には、当該株式の帳簿価額を時価に引下げる。
 - (2) (1)の規定は、上半期末について準用する。ただし、上半期末に引下げた帳簿価額は、その事業年度の下半期初に、引下げる前の帳簿価額に戻す。

(信託報酬)

- 5.(1) 計算期間の信託報酬額は、次のイ、およびロ、に定める方法で計算した金額の合計額とする。
 - イ、 信託開始日または前計算期日翌日から計算期日までの期間にかかる株式の買入総額と当該期間にかかる株式の売却総額の合計額に(2)イ、に定める率(%)を乗じた金額。

ロ、 計算期間にかかる 1 . に定める信託の元本（但し、信託財産として保有する株式については、4 .(1)但し書きに基づく帳簿価額の引下げを行うことなく評価するものとする。）の平均額に(2)ロ、に定める率（%）を乗じた金額。但し、その計算期間が1年に満たない場合には、その計算期間を構成する日数について1年を365日とする日割で計算した金額。

(2)(1) の計算において用いる率は、次のとおりとする。

イ、 (1) イ、 の金額にかかるもの %

ロ、 (1) ロ、 の金額にかかるもの %

(信託の計算および損益の処理方法)

6 .(1) 受託者は、決算確定日に、計算期日を基準として、信託の損益の額を計算する。

(2)(1) に定める損益の額の計算の結果、収益または損失が生じた場合には、受託者は、その収益額または損失額について、これを元本に組入れるものとする。

株式買入等のために設定する金銭の信託の受託者の選定のための入札書

平成 14 年 10 月 日

日本銀行 御中

(住所)

(金融機関名)

(役職名、代表者名)

(注1)

印(注2)

(住所)^(注3)(共同受託を行う金融機関名)^(注3)

(役職名、代表者名)

(注1)(注3)

印(注2)(注3)

「株式買入等基本要領」(平成14年10月11日政策委員会決定)に基づく株式買入等のために設定する金銭の信託の受託者の選定のための一般競争入札に、次の信託報酬率により応募します。

: 株式の買入総額と株式の売却総額の合計額に乗じる率	bp ^(注4)
: 信託の元本の平均額に乗じる率	bp ^(注5)
想定信託報酬率 $\left[= \alpha + \frac{53}{12} \beta \right]$	bp ^(注6)

(注1) 社長、頭取等が記名捺印して下さい。

(注2) 金融機関名、役職名、代表者名、印章は、日本銀行との間の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用して下さい。

(注3) 本件を受託するにあたり、共同受託を予定している場合には、記入して下さい。

(注4) 「株式買入等のために設定する金銭の信託の受託者の一般競争入札について」の別紙1「信託元本および信託報酬額の算定方法」中、5.(2)イ、の率を bp 単位(小数点以下も記入可能)で記入して下さい。

(注5) 「株式買入等のために設定する金銭の信託の受託者の一般競争入札について」の別紙1「信託元本および信託報酬額の算定方法」中、5.(2)ロ、の率を bp 単位(小数点以下も記入可能)で記入して下さい。

(注6) 記入した α および β により算出した想定信託報酬率を bp 単位(小数点以下第5位以下を切捨てるうえ、小数点以下第4位までを記入)で記入して下さい。